

令和 8 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
臨時会 会 議 録 目 次

第 1 号 (4月23日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	5
開 議 の 宣 告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
常任委員の所属の変更について	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・ 報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・ 報告第2号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
危機管理課長の発言	8
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・ 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・ 承認第2号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13

・議案第 1 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4
・議案第 2 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）	
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4
・議案第 3 号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）	
閉 会 の 宣 告……………	3 0
署 名……………	3 1

令和 8 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 4 月 1 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 8 年 4 月 2 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 8 年 4 月 2 3 日 午 前 1 1 時 1 9 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	襲 地 照 夫	○	9	林 崎 寛 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひ と み	○	13	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	7 番	畠 山 昌 典	8 番	畠 山 和 英
	9 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	菊 地 利 明
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	教 育 長	巖 岩 千 裕
	総 務 課 長	三 上 義 重	政策推進課長	佐々木 章
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一	町 民 課 長	佐 藤 哲 也
	健康推進課長	三 浦 政 宏	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二
	農林水産課長	佐々木 忠 明	地域整備課長	日 吉 理
	上下水道課長	山 岸 知 成	消防防災課長	山 下 富 也
	危機管理課長	佐々木 剛	教 育 次 長	小野寺 一 徳
	そ の 他 の 関 係 職 員			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 4 月 2 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 選任第 1 号 常任委員の所属の変更について

日程第 4 報告第 1 号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 承認第 1 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 7 承認第 2 号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 8 議案第 1 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 2 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1 0 議案第 3 号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 1 号)

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから令和８年第２回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） 議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、７番、畠山昌典議員、
８番、畠山和英議員、９番、林崎寛次郎議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、４月23日、議会運営委員会で決定
を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日１
日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定しました。

◎常任委員の所属の変更について

○議長（八重樫龍介君） 日程第3、選任第1号 常任委員の所属の変更を行います。

常任委員の所属の変更については、委員会条例第7条第3項の規定により、6番、小松ひとみ議員、9番、林崎寛次郎議員を総務常任委員会に、7番、畠山昌典議員、12番、三田地久志議員を産業常任委員に所属を変更します。

なお、委員長、副委員長の変更はありませんので、申し添えます。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について及び
報告第2号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について報告を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月25日、岩泉町長、佐々木真。

記。1、工事名。小川地区複合施設建築工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額5億1,590万円、第1回変更請負額5億1,705万3,541円、第2回変更請負額5億2,469万3,400円、第3回変更請負額5億2,762万9,300円、変更によ

る増額293万5,900円。

4、請負者。株式会社菊地建設・株式会社西倉工務店特定町営建設工事共同企業体、代表者、住所、宮古市八木沢1丁目5番1号。氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊地和弘。構成員、住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店、代表取締役、佐野志保。

5、変更理由。冷暖房屋外設備の防音パネルの設置等による変更。

次のページ、参考資料、右側の下段に主な変更内容が記載となっております。工事期間は、本年3月31日で完成となっております。

続きまして、報告第2号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月23日、岩泉町長、佐々木真。

記。1、工事名。町道鼠入川線ほか災害復旧工事。

2、工事場所。岩泉町岩泉字大平地内ほか。

3、契約金額。当初請負額7,535万円、変更請負額7,675万9,100円、変更による増額140万9,100円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、ONOSHIN株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由。ブロック積み工等の数量の変更のため。

次のページ、参考資料、右側中段に工事概要が記載となっております。変更数量内容を記載してございます。工事期間は、本年3月31日で完成となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎危機管理課長の発言

○議長（八重樫龍介君） ここで、危機管理課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木剛危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 剛君） 令和8年4月20日16時52分頃に発生した三陸沖の地震及び津波警報並びに北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に係る町の対応についてご報告申し上げます。

4月20日16時52分頃、三陸沖でマグニチュード7.7、最大震度5強の地震が発生、本町では震度4を観測し、16時55分に津波警報が発表されました。町では、地震を覚知した16時53分に災害警戒本部を設置し、その後、津波警報発表と同時刻に災害対策本部に切り替え、併せて災害対策本部小本地区支部を設置。対象地域の住民に対し避難指示を発令するとともに、6か所の避難所を開設し、最大90人の避難者の受入れを行ったところであります。19時30分には、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、20時15分には津波注意報への切替え、23時45分には津波注意報が解除となりました。避難所は、津波注意報への切替え後の21時33分には全て閉鎖しております。

現時点において、この地震及び津波警報による人的被害、物的被害は確認されておりませんが、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されておりますことから、町では引き続き災害警戒本部を継続し、24時間体制で警戒に当たるとともに、防災行政無線やぴーちゃんねっと、町公式ラインなどを通じて、町民の皆様に対し、すぐに逃げられる体制の維持や非常持ち出し品の常時携帯などの特別な注意の呼びかけを4月27日17時まで継続してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第6、承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の

専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年4月23日提出、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、
所得税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月
1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例の一部を改正する条例を設け及び同日か
ら施行する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこ
とが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専
決処分する。

令和8年3月31日、岩泉町長、佐々木真。

今回の改正でございますが、令和7年度末の地方税法をはじめとする関係法令等の改
正に伴います税条例の改正でございます。併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理
を行い、令和8年4月1日以降に順次施行となるものでございます。

改正文の文言だけでは分かりにくく、15ページからの参考資料1の新旧対照表も多数
ページにわたるものでありますことから、最後のページに参考資料2としまして、今回
の改正内容を要約した資料をおつけしてございます。それに基づきまして主な改正内容
をお伝えいたしたいと思っております。

まず、軽自動車税では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係条文が改正される
ものであります。

次に、固定資産税では、固定資産税の免税点の引上げで家屋を10万円引き上げ30万円
に、償却資産を30万円引き上げ180万円とするものであります。

続きまして、国民健康保険税でございますが、課税限度額の引上げで、医療給付費分

を1万円引き上げ67万円とし、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が3万円と規定され、全体の課税限度額を113万円とするとともに、それに合わせて減額の限度額も医療給付費分を1万円引き上げ67万円、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が3万円と規定されまして、全体の減額限度額を113万円とするものでございます。また、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定で、被保険者等の数に乘すべき金額を5割軽減は5,000円引き上げ31万円、2割軽減は1万円引き上げ57万円とするものでございます。そして、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯にそれぞれ18歳以上被保険者均等割額の新設、18歳未満被保険者の当該被保険者均等割額の減額の新設を行うものでございます。

最後に、特定一般医療薬品等購入を支払った場合の医療費控除の特例、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限の延長を行うものでございます。

施行日につきましては、固定資産税の免税点の引上げの改正が令和9年4月1日、特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正が令和9年1月1日となり、その他の改正につきましては令和8年4月1日となっております。

以上が今回の改正の概要となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第7、承認第2号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第2号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年4月23日提出、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、岩泉町長、佐々木真。

今回の補正予算につきましては、さきの3月の町議会第1回定例会で副町長からお伝えしていましたとおり、新デザインでのイメージキャラクター着ぐるみ作成におきまして、熱中症対策を講じるための仕様変更を行うとともに、素材及び構造の選定に時間を要したことに伴いまして、最終補正予算として専決処分したものでございます。

それでは、3ページをお開き願います。3ページ、第1表、繰越明許費です。1款観光事業費、1項総務管理費、事業名、着ぐるみ作成事業で179万3,000円の繰越額となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） どのように前のと変わったのかというところを説明いただけますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 変更点のほうを申し上げます。

暑さ対策というところで、今回制作する着ぐるみにつきましてはハイブリッド型のエア変更というところで、クールベストの追加、あとは送風機を追加してございますので、そちらで対応という仕様になってございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 中に入っている方が十分暑さを感じない対策になりますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 今回の変更は、クールベストを用いてございます。

このクールベストにつきましては、冷たい部分を持ってございますので、それで冷たい空気、あとは着ぐるみ内の空気の循環というところで、全体が涼しいというような形での変更でありますので、機能的には十分かなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第8、議案第1号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年4月23日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。介護保険法施行令の一部改正に伴い、税制改正に関連する介護保険料の減免を申請によらず行うことができるようにするため、この条例を制定しようとするものである。

今回の改正でございますが、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。一方で、介護保険制度は、原則3年を1期とする介護保険事業計画において、保険料収入を見込んだ上で事業運営を行っておりますことから、今回の税制改正による想定しない保険料収入の減少が生じることになります。その財源不足を防ぐために介護保険法施行令が改正されまして、令和8年度の住民税が非課税であっても、介護保険料の算定上は課税と判定される被保険者のうち令和7年度の算定で非課税であった方につきましては、保険料負担の増加を避けるために、特例措置を行わずに算定した保険料とする特例減免が適用できることとされました。この特例減免を実施するに当たり、本人の申請によらず職権で行うことができるよう条例を改正しようとするものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧願います。第9条、保険料の減免の第2項に「ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない」というただし書を加えてござい

ます。

2 ページの別紙にお戻り願います。附則でございますが、この条例の施行期日を定めるもので、公布の日から施行することといたします。

以上が改正の内容となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 1 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 1 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第 9、議案第 2 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第 2 号 令和 8 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 8 年度岩泉町の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,973 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98 億 4,973 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月23日提出、岩泉町長、佐々木真。

本町では、これまでも様々な子育て支援事業に取り組んでまいりましたが、今回の補正予算につきましては、新たに小中高入学時の子育て世帯の経済的負担を軽減するための応援金を支給しようとするものでございます。また、この後の議案第3号でご提案いたします観光事業特別会計で行う龍泉洞の電気設備工事のための繰出金も増額補正させていただきます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。別冊でお配りしております令和8年度補正予算新規事業等概要に沿いまして、私のほうからご説明させていただきます。

2ページを御覧願いたいと存じます。新規事業等概要の2ページになります。3款2項1目、事業名は子ども未来応援事業、事業実施主体は岩泉町になります。

事業の目的ですが、子供の成長期の節目として大きく費用負担が生じます小学校、中学校への入学時及び中学校卒業後の進学等に当たりまして、子育て世帯の経済的負担を軽減するための応援金を支給するものでございます。

事業の内容ですが、1としまして、対象者ですが、(1)から(3)に該当する児童生徒の保護者となってございます。

次に、2、支給額でございます。小中学校入学時は1人につき5万円、中学校卒業時は10万円となってございます。

3、事業費です。小中学校入学は現在見込みで86人で、計で430万円、中学校卒業の生徒の見込みが50人で500万円、合計で930万円の事業費を見込んでございます。

4、支給時期ですが、5月1日を基準日としまして対象者を把握し、支給の案内を送付しまして、受給の要否、振込先の変更等を確認し、速やかに支給をしたいというものであります。

特記事項にもございますが、町の未来づくりプランの部門としては安心して子供を産み育てられる環境づくり、財源は企業版ふるさと納税等を充当予定でございます。

事業費は、先ほど申し上げましたとおり、930万円となってございます。

以上の内容が議案第2号の補正予算書の7ページに計上されている歳出の内容でございます。

続きまして、予算書の6ページを御覧願いたいと存じます。歳入になりますが、18款2項基金繰入金で、1目財政調整基金繰入金930万円、2目公共施設等整備基金繰入金で4,043万5,000円の増額補正を行いまして、財源の調整を行ってございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、歳入歳出一括で質疑することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、歳入歳出一括で質疑することに決定しました。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 子ども未来応援事業でございますが、大変すばらしい、いい事業であるというふうに思います。地域の方からは、非常にお困りであるという声を聞いておりました。町長に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、お聞きしたいのですが、この事業が恒久的な条例化といいますか、そういう制度にして、恒久的に支援をするという方法があるかと思いますが、いろいろご検討されたと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず、この子ども未来応援事業をするに当たりまして、全国的な流れの状況を調査しながら事業を組み立てようと思いました。その際、条例化あるいは要綱等で実施している団体、いろいろありました。県内で見ますと、要綱的な部分で運用して、事業を組み立てているところが圧倒的に多かったものですから、当町といたしましても迷ったところもありますが、スピード感、あるいは事業の中身を精査しつつも、臨機応変に変えられる体制も取りつつというところで、まず一旦は要綱でスタートしてみたいなとい

うところで、条例化するのも若干検討はしましたが、スタートといたしましては要綱でという現在の考えでございます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 3 番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3 番（菊池孝広君） 大変ありがとうございます。

それでは次に、対象者の部分でございますが、町立小中学校に入学時ということでの児童生徒でございますが、例えば現実にあるかどうかは分かりませんが、町外の児童施設、そういったところに入所した方については、（3）のこれらに類するものとしてということの児童生徒になるかどうかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず、対象者につきましては、基本的に児童生徒の住所要件で確認して進めたいと思っております。今菊池議員おっしゃったケースの場合ですと、仮にですけれども、住所が岩泉に置いてあって、そちらの施設へというところであれば、現状は対象というところで考えておりますし、もし特別な事例、事案等がありましたら、先ほど菊池議員がおっしゃったように、（3）番のこれらに類するものとして町長が認める児童生徒という部分で検討して、できる限り支給していくような方向で考えたいなと今は思っております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 3 番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3 番（菊池孝広君） もう一つでございますが、これ説明資料の4でございますけれども、支給時期等ということで、5月1日を基準日ということに対象者となっておりますが、入学の方は5月1日の基準というふうに思うのですが、例えば卒業をされた方という部分については、基準日が5月1日ということになりますと、令和7年度卒業の方、そういった方は対象から外れるということになるかどうかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず、結論から申しますと、外れないというところでございます。5月1日の基準日

というところに設けさせていただきましたのは、小中学校の入学時の対象としますれば、転出入等もあったり、3月末、4月上旬というところで異動があります。5月1日基準は、教育委員会で行っております学校基本調査の基準日でございますので、まずその部分での児童生徒を確定させてから、ちょっと入学時から時間がたってしまいますが、ここを基準とした上で、しっかり確認した上で支給したいなと思っております。

中学校を卒業した時点というところでございますが、現在の状況を鑑みますと、一般的に高校等上級の学校に進学する方々がほとんどとなっております。ただ、その場合、やはり住所を持っていかれるケースとかが若干ありますので、その部分で4月以降に転出とか転居とかという場合もございますので、4月の異動を確認してから、確実な部分を確認して支給をしたいというところで、こういった条件にさせていただきたいなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 幾つかお伺いします。

一時的に大きく費用負担が生じるということでしたけれども、負担感の度合いというのはどのように調査したか、お答えください。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

負担感というのは、児童生徒の経費という意味合いでよろしいでしょうか。この事業を立ち上げるに当たりまして、新入学時とか、必要経費をざっくりではございますが、調査はしてございます。小学校部分ですと、いわゆるランドセルとか、諸経費等いろいろあるのですが、大体4万円から5万円は最低でも準備にかかっているのではないかなというところで捉えております。

中学校になりますと、詳しく申し上げますと制服とか、ジャージとか、いろいろ学校単位で若干違ってくるかとは思いますが、文房具とか、部活用品とか、これはもう個人差は出てくるかとは思いますが、最低のところ調査した結果ですと、男子は5万円から6万円、女子は制服がちょっと高いようございまして、6万円から7万円ではないかなと最低ラインで押さえております。

高校生に至りましては、やはり学校等への入学時期とか、諸経費が小中に比べればか

なりかかってきます。一括徴収金とか、制服とか、当然教科書代とか、もろもろあると思いますので、その数字を今現在の資料で積み上げたところ、男子で16万円ぐらい、女子も16万円から17万円というふうな、一応簡易的な調査ではございますが、この数字を積み上げた上で、これを基にどれぐらいの最低限の支援ができるのかなというところで組み立てたところでございます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 費用がこれぐらいかかりそうですということなのですが、負担を軽減することなので、町民の平均所得が直近でこういうふうに移しているとか、そういう背景は何か確認されましたでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

その部分については、確認はしてございませんでした。ただ、やはり現状物価高とか、いろいろな諸経費等がかさんでくる現状を鑑みて、いずれにせよ学費は下がることなく、上がってくるのかな、そうしますと子育ての負担感は増してきているのかなというところで、かかる経費のみの調査で今回は企てたというところでございます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 岩手県内の33市町村の中で、平均所得も常に下位のほうにございますし、直近ですと上がることはないというふうにセンサス等の数値を見ますと認識していますが、例えばこれというのはバブルみたいなことが起きて、皆さんの所得が増えてもやるのかどうかというようなことは、みんな事業は当初必要だと言ってやられているのだと思うのですが、一度やった、始めた事業というのは、なかなかやめることができないという状況を今岩泉町役場さん全体で抱えているのではないかなというふうに思ったりもするのですが、今やることは必要だという合意があるので、あまり我々からも本件に対して質問はないということですが、やっぱり当初どういう基準でやる必要を判断するのかというようなエビデンスは、かかる費用だけではなくて、出す親の所得みたいなことも物差しとしてあるべきかなというふうに思いますが、認識

をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 今回子ども未来応援事業ということで、応援金を支出するという提案をさせていただいております。これにつきましては、私も常々皆さん、町民の意見を踏まえて、これは声がありましたので、これについては取り組みたいと。1つには、議会からも、長年こういった入学時の支援という要望がございまして、検討事項として町では回答をさせていただいております。皆様につきましては、子育てについての恒久的なものとして安心してやっていただきたいと。教育については、格差なく、その負担という部分については町でもしっかりやりますよと。そういう中で、皆さんに子育てをしていただきたいという思いが1つはございます。今議員がおっしゃったような、例えばバブルというお話がありましたが、所得向上というのは、これは目指すべきところでございますので、町民所得が確かに県下でも低いほうでございます。ただ、皆さんの所得を上げるというこの政策は政策で継続してまいりますし、子育ては子育てで、皆さんに安心してやっていただきたいと。これは、状況、状況がありますので、例えばこの制度についてまずはやってみて、そしてその中で不具合、不都合があれば、それは見直しながらブラッシュアップをして、いいものにしていくと、そういう考えでございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） そのとおりだと思うので、やはり指標を持って取り組んでいただきたいということです。実際には、お子さんが卒業しました、その制服というのは常に親御さんは取っておかれていて、新しく同じようなサイズで必要になったお子さんに親同士で融通し合ったりですとか、それは制服だけではないです。体操着もそうですし、学校かばんもそうです。そういう融通をして、何とかやりくりをしなければいけないほど大変だという状況だと思うのです、子育てのところは。という状況ですので、必要だとは思いますが、事業の精度を上げていくために、やはり指標を持ってやっていくべきかなということで質問をさせていただきました。

あわせて、負担を軽減することで何が起きることを期待しているのかということを改めて伺いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） まず、答弁させていただく前に、経費の部分でございます。先ほど健康推進課長からもございましたが、実際は小学校で4万円から5万円、これというのはランドセルとか、そういったものは抜けております。現在は、ランドセルもかなり高額だと伺っております。あと、中学校でも文房具は別途ということになりますので、かなりこれも経費はかかると。高校に至りましては、通学用リュック、文房具、部活用品等は別途の計算でして、その中でも16万円から17万円という負担がございます。まずは、皆様にこの岩泉町で教育を受けていただく、その教育の部分については格差があっては駄目だと思っております。今議員おっしゃったように、SDGsの観点でいろいろリサイクルをする、そしてお下がり、こういったのもあるかと思いますが、やはり体型であったり、古くなったものであったり、そういったものがございます。皆様には、ぜひ入学時にはこういったものは新しいもので教育の場に出られれば一番いいなと、そういう思いがございます。

この子育ての部分というのは、これは1つでございまして、今後も岩泉町の少子化、そして子育て、こういった部分についてはまだまだ充実させて、皆様が安心して教育される、子育てができるというものは、これは一部でございます。これから様々取り組みたいというふうに思っておりますので、この負担軽減という部分も一部でございます。これは、町民の皆様の意見を踏まえて私が考えたものでございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 物々交換をしているので、お金は出さなくていいという認識ではないので、それぐらいお母さんたちはやりくりを一生懸命やっているもので、こういった制度があれば助かるだろうという認識です。ただ、3月定例会で申し上げましたとおり、評価軸というのは非常に重要で、取りあえずやってみるという、いろんなことをそういうふうにして始めてきているものもあって、スピード感を重視してまずやるというのは非常に重要なことだというふうに思うのですが、事業自体のクオリティーを上げていくということを考えますと、やはりいろんな指標を持ってお考えいただくことのほうがいいのではないかというふうな認識で質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） ありがとうございます。指標については、今後総合計画等もあります。様々な事業を計上するわけですが、B／Cのような経費とベネフィットとコストというところを計算しながらやる事業と、あとはもう一つはやはり町民生活の部分でやらなければならない部分と、様々な指標があると思いますので、それらを踏まえて事業は計画してまいりたいと、そのように思います。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 今回は、現金での支給ということでもいいのか、確認でございます。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今回の支給は現金となります。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 来年もするとしたら、現金のままでいくのかどうかという確認はどうでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

さきの3月議会では、地域商品券等で制度設計をして、進めてみるというふうなところで答弁をさせていただいておりましたが、声を聞くなりなんなりしたときに、やはり直接的な、今町長も答弁したように、いろいろな場面で子育てにお金がかかってきているという現状もありますので、お声を聞きますと、地域商品券よりはいろいろな場面で使える現金支給のほうが良いというふうな一部声も実際ございました。というふうなのも考慮して、まず今年度はスピード感を持って、初年度ですので、何とか早めにお手元に届けたいなというところで現金支給というところですが、今後意見をいろいろな場面でお聞きしまして、もし違う方法でもいいのではないかとということがございましたら、さらにブラッシュアップしながら、ご意見をお聞きして変わり得る可能性もありますが、今年度は現金支給というところで決定させていただきました。これも今後の検討事項、

見直し事項として考えていかなければならないものかなとも思っております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員。

○12番（三田地久志君） 次に、財源ですけれども、今回は説明は企業版ふるさと納税を充当となっていました。先ほど総務課長は、ふるさと納税等をというふうな説明でございました。今回だけが企業版ふるさと納税で、次年度からはまた財源は変えながらやると、あるいは企業版ふるさと納税を積み上げていってやるということなのか、その辺についてはどうでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 財源につきましては、企業版ふるさと納税を今回はまず充てようと思っています。企業版ふるさと納税のほかにも、個人版のふるさと納税、これも財源になりますので、こういったのも加える可能性もございます。今後は、恒久的なものとして継続してやるという思いでございますので、こういったふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度、これは今の時点ではございますが、今後政府の考え方でいろんな制度設計はあるかと思います。今回、岩泉町では、930万円ですけれども、これは当面少子化によりまして、これが多分現状ではアップナーなわけですが、これからもっともっと少子化対策はしていかなければならないです。その中では、今後の財源として私の頭にありますのは、再生可能エネルギーで得た運転の利益というのは基金造成をして、そこにためて、子育てに使いたいという思いがございますので、それも今後の財源となり得ると思います。あわせて、企業等から、こういった制度があるうちは企業版のふるさと納税というのは地域貢献という意味で、皆様からそういったお声はありますので、私も営業をかけて、それは財源を集めながらやると。最後はそれこそ単独費ということにはなりますが、これは継続的にやっていきたいと思っております。

あと、先ほど議員からもありました支出についての現金、商品券という部分については、健康推進課長からもありましたが、スピード感を持って今回の卒業生、入学生の人たちにも差し上げると、スピード感を持ってまずやるというところでございます。そして、皆様とも意見交換をする中で、どちらがいいのか、町内経済に波及効果があるような商品券、ただ町内だけでは買えないものもございまして、そういったものを皆様の

ご意見を踏まえながら次年度以降考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで議案第2号の質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第10、議案第3号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,965万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,295万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月23日提出、岩泉町長、佐々木真。

今回の補正予算につきましては、さきの3月の町議会全員協議会でご説明しております龍泉洞の電気設備等改修工事のための補正予算をお願いするものでございます。龍泉洞は、平成28年以降、台風襲来等の大雨によりほぼ毎年閉洞する事態が生じておりまして、その経済的損失が大きいことから、調査検討を進めてまいりました。導入可能な国庫補助事業を模索し、今般念願の事業採択となったことから、補正予算計上をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。別冊でお配りしてございます令和8年度新規事業等概要に沿って私のほうから説明させていただきます。

最後のページ、3ページを御覧願います。観光事業特別会計、1款1項2目、事業名、龍泉洞洞内電気設備等改修事業、事業実施主体は岩泉町でございます。

事業の目的ですが、海外観光客にも対応した多言語による洞内案内を行う、そして洞内の電気通信設備の改修を行う、このことで集客力及び観光客満足度の向上を図りたいというものでございます。

事業の内容ですが、事業概要としまして、(1) 洞内の電気設備の改修、(2) 洞内解説映像コンテンツの制作、(3) としまして洞内Wi-Fi環境整備となっております。事業の期間ですが、令和8年度から令和9年度まで、事業費は7,965万8,000円、総事業費は1億203万9,000円となっております。内訳としましては、令和6年度に設計108万9,000円、これは実績となっております。令和8年度が今回お願いします7,965万8,000円になっていきます。令和9年度が洞内の電気設備等の改修ということで、2,129万2,000円を予定してございます。

特記事項でございますが、未来づくりプランの部門としましては、地域資源を生かした観光業の振興となっております。財源は、国庫補助金であります地域未来交付金となっております。

事業費につきましては、下の欄のとおり内訳となっております。

以上の内容が議案第3号の補正予算書の7ページに掲示されております歳出の内容でございます。

続きまして、歳入でございますが、予算書の6ページを御覧願いたいと存じます。6ページが歳入になりますが、5款2項1目一般会計繰入金4,043万5,000円、8款1項1

目観光費国庫補助金で、地域未来交付金3,922万3,000円の補正予算を計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、歳入歳出一括で質疑することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、歳入歳出一括で質疑することに決定いたしました。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 歳出の部分でちょっとお伺いしたいと思いますが、誘客対策に非常にいい事業だというふうに思っております。そこで、龍泉洞は国指定となっておりますが、国に対する現状変更、そういった申請済みで、要件等、あるいは許可の状況というところがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

今回洞内の工事というところで、文化庁の許可については、現状変更がある場合には必要というふうな認識でございますが、今回の工事につきましては、既設の部分の改修というところと、一部配電盤を移設する場所についてはトンネルの出口に移設というところになりますので、許可の範囲外というところでございます。機器についても、Wi-Fiのほうの機器につきましても、既設の設備の上に乗っけるような形の部分でございますので、特別新たな文化庁の現状変更が必要というところではないと認識してございます。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） それでは次に、説明資料の（3）でございますが、洞内のWi-Fi

i環境ということで整備されるということでございますが、これについては、龍泉洞の場合は岩泉湧窟及びコウモリということで指定されているわけでございますが、コウモリに対する音波と電波の違いはあるとは思いますが、そういったところの影響等という部分は調査されたかどうかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の内容が龍泉洞の天然記念物の指定にコウモリが入っているというところで、こちらのコウモリへの影響についていろいろと調べてみておりますが、これまでもそういったところでいろんな話がございますが、今回改めてちょっと調べ、整理したところでございますが、音波と電波の違いは当然でございますし、コウモリはやはり音波の跳ね返りを聴覚器官で受け入れるというところで、電波については聴覚に影響しないというところが生物学、物理学上の基本的な理解というところで、直接コウモリへの影響を電波をもって調査したというような研究者はいないようでございますけれども、これにつきましては生物学的な観点と物理的な観点から、調査の必要性はないというような形でおられるようでございますので、コウモリについては影響はないというものと認識してございます。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） もう一つでございます。説明資料の（2）でございますが、洞内の解説映像コンテンツ制作ということでございますが、デジタル案内ということでございますが、具体的にその箇所の案内になるのか、個々に何か機器を配付して、そこに行った時点で情報を得られることになるのか、そういったところのお考えをお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） （2）番の洞内解説映像コンテンツの制作についての内容につきましては、観光客、お客様が持ってございますスマートフォンを活用することで今考えてございます。お客様がお持ちのスマートフォンを、各ポイントに行きますと、スマートフォンを活用して解説される映像が出てくるというようなことで今考えておりまして、箇所数につきましては、主要となる部分を今想定しておりますけれども、7か所程度以上というような形で考えております。こちらのほうは、多言語で対応するわけでございますけれども、龍泉洞の水、あるいはジオパークの地質的な観点、あ

とはコウモリ、そういった点を皆さんによくご案内できればなというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 6 番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6 番（小松ひとみ君） これらのWi-Fiを使ったとか、こういう集客力及び観光客満足度の向上を図るためには、ちょうど聞いた話ですけれども、最近ツアー客とかが入ってきておりまして、ガイドさんがちょっと離れたときに迷子になった人がいたということを知ったのです。暗い中で、どっちが出口で、ここはどこだろうと分からなくなった事例があったと。そういう中で、やっぱりこういうWi-Fiの環境整備はいいのですけれども、改めて一緒に案内板、標識等全てを、洞内を全部確認して、あと職員等の案内の仕方等も、機械に頼るだけではなくて、改めて教育してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 洞内でのサービスの提供につきましては、今回のコンテンツも活用しながら、従来の通路の案内、こちらは洞内を少し一周したりとか、高いところを上ったりとか、いろんなルートがある状況でございますので、その通路の矢印、説明等については、これまでどおりに充実した内容で実施して、お客様にも案内はしていきたいなというふうに思っております。

あとは、洞内のガイドの関係でございますけれども、こちらについてはガイド協会ですべての予約を受けた中でガイドは実施しておりますけれども、通常の職員での分につきましては、洞内で監視業務等を行っている方々がお客様に対していろんなサービスを提供してございますので、そちらの職員の資質の向上という面ではまだまだ可能性はあるだろうなと思っておりますので、今回のコンテンツの制作を機に人的な面あるいはハードの面、いろいろな面でサービスの向上を図れるように考えていく必要があるなというふうには感じているところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 6 番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6 番（小松ひとみ君） 先ほどの課長のスマートフォンをかざしてそういう情報提供、個々のスポットでそれを受けられるというのを聞きましたが、洞内に入る場合に、スマートフォン等は大事なもので、落とした場合、水に落とした場合、もう返ってきません

よという、最初のスマートフォンは大事にというか、落とさないようにという、そういう注意喚起は行っているのでしょうか。どうでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 洞内、特に水がございますので、中にはスマートフォンを落とされた方もいるというふうに聞いてございます。洞内、撮影は可能でございまして、皆さんやはりスマートフォンでの写真撮りは夢中になる方も中にはおりますので、そちらの注意喚起については入り口でもしていたり、問合せが、写真撮影等はどうかという場合にはその旨、落とさないようにというような形で皆さんにはご案内してございます。

引き続き、今回のコンテンツはスマートフォンを活用することになりますので、落とさないような配慮をした何かができればいいかなというふうに思っていて、手に持って洞内を歩く、あるいは何かの入れ物のような形でできないかとか、そういった工夫もちょっと必要なかなと思いますけれども、当面はやはり皆さんに注意をお願いしながら、洞内を観光していただく形になるかなというふうには思っているところです。

○議長（八重樫龍介君） 6 番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6 番（小松ひとみ君） このようにデジタル環境を整備しながら、本当にサービス、安全に努めて対応して、観光客満足度を上げるために、皆さんの資質等を向上しながらサービスに努めていただきたいと要望いたします。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで議案第3号の質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回岩泉町議会臨時会を閉会いたします。

（午前１１時１９分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

畠 山 昌 典

署 名 議 員

畠 山 和 英

署 名 議 員

林 崎 寛 次 郎
